

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配253690001	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称) 有限会社大内林業 代表取締役 大内貴光			(住所又は所在地) 山県郡北広島町岩戸3158		
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称) 北広島町長			(所在地) 山県郡北広島町有田1234		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期)(B)	経営管理実施権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控 除してなお利益がある場合 において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われるべき金銭がある場合 における当該金銭 (E)の額の算定方 法	備考
1	北広島町川戸下番ノ木峠	10541-2	247	021	山林	0.12	アカマツ	59	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
2	北広島町川戸下番ノ木峠	10544-2	247	007	山林	0.17	スギ	59	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690115
3	北広島町川戸下番ノ木峠	10556-2	247	026	山林	0.0045	ヒノキ	48	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690100
4	北広島町川戸下番ノ木峠	10556-3	247	026	山林	0.0033	ヒノキ	48	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690102
5	北広島町川戸棟森	5030	247	024	山林	0.01	ヒノキ	48	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
6	北広島町川戸下番ノ木峠	10578-6	247	004	山林	0.02	スギ	64	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690102
7	北広島町川戸下番ノ木峠	10578-7	247	004	山林	0.02	スギ	64	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690091
8	北広島町川戸下番ノ木峠	10578-10	247	004	山林	0.02	スギ	64	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690102
9	北広島町川戸下番ノ木峠	10581-2	247	006	山林	0.03	スギ	64	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
10	北広島町川戸大倉上地	6467	248	002	山林	0.09	スギ	66	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690089
11	北広島町川戸大倉上地	6468	248	002	山林	0.02	スギ	66	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690089
12	北広島町川戸大倉上地	6469	248	002	山林	0.03	採草地	0	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690089
13	北広島町川戸大倉上地	6470	248	002	山林	0.02	スギ	66	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690089
14	北広島町川戸大倉上地	6471	248	002	山林	0.01	スギ	66	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690089

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
15	北広島町川戸大倉上地	6472	248	002	山林	0.03	スギ	66	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690089
16	北広島町川戸大倉上地	6473	248	002	山林	0.04	スギ	66	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690089
17	北広島町川戸大倉上地	6540	248	003	山林	0.07	ヒノキ	54	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690098
18	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	017	山林	1.81	ヒノキ	40	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
19	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	021	山林		ヒノキ	40	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
20	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	018	山林		ヒノキ	41	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
21	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	026	山林		ザツ	67	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
22	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	022	山林		ヒノキ	40	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
23	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	023	山林		ヒノキ	40	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
24	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	020	山林		ヒノキ	40	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
25	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	019	山林		ヒノキ	40	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
26	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	010	山林		ヒノキ	40	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
27	北広島町川戸大倉西上	10312	248	008	山林		0.22	ヒノキ	45	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—
28	北広島町川戸大倉西上	10312	248	002	山林	スギ		69	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690119
29	北広島町川戸大倉西上	10312	248	010	山林	ヒノキ		45	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690119
30	北広島町川戸大倉西上	10312	248	009	山林	ヒノキ		45	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690119
31	北広島町川戸大倉西上	10312	248	007	山林	ヒノキ		45	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690119
32	北広島町川戸大倉西上	10324	248	009	山林	0.23	アカマツ	79	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690110

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
33	北広島町川戸大倉西上	10325	248	011	山林	1.61	ヒノキ	41	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
34	北広島町川戸大倉西上	10325	248	008	山林		ザツ	64	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
35	北広島町川戸大倉西上	10325	248	024	山林		ヒノキ	40	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
36	北広島町川戸大倉西上	10325	248	010	山林		スギ	74	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
37	北広島町川戸大倉西上	10325	248	017	山林		ヒノキ	41	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
38	北広島町川戸大倉西上	10325	248	010	山林		ザツ	79	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
39	北広島町川戸大倉西上	10325	248	010	山林		ヒノキ	41	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690109
40	北広島町川戸大倉西上	10340	248	021	山林	0.25	ヒノキ	41	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690110
41	北広島町川戸大倉西下地	10460	247	020	山林	0.21	ザツ	73	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690108
42	北広島町川戸榎ヶ埜地	10466-3	247	004	山林	0.19	ヒノキ	45	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690090
43	北広島町川戸榎ヶ埜地	10469-1	247	017	山林	0.18	アカマツ	68	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690103
44	北広島町川戸榎ヶ埜地	10469-4	247	009	山林	0.01	スギ	50	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690105
45	北広島町川戸榎ヶ埜地	10469-4	247	009	山林		スギ	50	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690105
46	北広島町川戸榎ヶ埜地	10470-1	247	013	山林	0.84	アカマツ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690108
47	北広島町川戸榎ヶ埜地	10471	247	028	山林	0.46	採草地	0	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690108
48	北広島町川戸榎ヶ埜地	10471	247	026	山林		ザツ	68	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690108
49	北広島町川戸榎ヶ埜地	10471	247	027	山林		ザツ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690108
50	北広島町川戸榎ヶ埜地	10515-1	247	013	山林	0.01	ヒノキ	69	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690097

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
51	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	007	山林	0.98	ザツ	73	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690088
52	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	005	山林		採草地	0	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690088
53	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	003	山林		スギ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690088
54	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	009	山林		ザツ	58	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690088
55	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	008	山林		ザツ	73	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690088
56	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	004	山林		アカマツ	58	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690088
57	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-7	247	003	山林	0.20	スギ	64	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690120
58	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-8	247	002	山林	0.15	ザツ	68	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690088
59	北広島町川戸下番ノ木峠	10536-2	247	017	山林	0.11	ヒノキ	48	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690111
60	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	017	山林	0.89	ザツ	78	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690107
61	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	001	山林		ザツ	78	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690107
62	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	005	山林		ザツ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690107
63	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	017	山林		ヒノキ	49	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690107
64	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	017	山林		スギ	48	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690107
65	北広島町川戸下番ノ木峠	10540-2	247	004	山林	0.50	ザツ	73	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690112
66	北広島町川戸下番ノ木峠	10540-2	247	004	山林		スギ	83	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690112
67	北広島町川戸下番ノ木峠	10541	247	006	山林	0.53	ザツ	73	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
68	北広島町川戸下番ノ木峠	10547	247	012	山林	0.29	ザツ	73	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690094
69	北広島町川戸下番ノ木峠	10547	247	014	山林		ザツ	73	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690094

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の初期						
70	北広島町川戸下番ノ木峠	10554-4	247	021	山林	0.58	アカマツ	58	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	
71	北広島町川戸下番ノ木峠	10554-4	247	016	山林		ザツ	68	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	
72	北広島町川戸下番ノ木峠	10554-4	247	021	山林		スギ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	
73	北広島町川戸下番ノ木峠	10554-4	247	017	山林		スギ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	
74	北広島町川戸下番ノ木峠	10556	247	026	山林	0.34	ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690102	
75	北広島町川戸下番ノ木峠	10556	247	027	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690102	
76	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	032	山林	1.23	ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101	
77	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	034	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101	
78	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	024	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101	
79	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	029	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101	
80	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	030	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101	
81	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	028	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101	
82	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	025	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101	
83	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	031	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101	
84	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	037	山林	0.36	ヒノキ	43	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	
85	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	033	山林		スギ	68	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	
86	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	036	山林		スギ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	
87	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	035	山林		ザツ	88	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	
88	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	035	山林		ヒノキ	78	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
89	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	043	山林	0.54	ヒノキ	43	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
90	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	044	山林		ヒノキ	44	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
91	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	044	山林		スギ	44	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
92	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	045	山林		ヒノキ	45	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
93	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	045	山林		ヒノキ	44	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
94	北広島町川戸下番ノ木峠	10578	247	006	山林	0.69	スギ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101
95	北広島町川戸下番ノ木峠	10578	247	004	山林		スギ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101
96	北広島町川戸下番ノ木峠	10578	247	001	山林		スギ	68	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101
97	北広島町川戸下番ノ木峠	10578	247	002	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690101
98	北広島町川戸下番ノ木峠	10582	247	007	山林	0.24	ザツ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118
99	北広島町川戸下番ノ木峠	10582	247	008	山林		ザツ	63	公告日	2043.10.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690118

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	北広島町川戸下番ノ木峠	10541-2	247	021	山林	0.12	アカマツ	59			別添3参照	—	集233690118
2	北広島町川戸下番ノ木峠	10544-2	247	007	山林	0.17	スギ	59			別添3参照	—	集233690115
3	北広島町川戸下番ノ木峠	10556-2	247	026	山林	0.0045	ヒノキ	48			別添3参照	—	集233690100
4	北広島町川戸下番ノ木峠	10556-3	247	026	山林	0.0033	ヒノキ	48			別添3参照	—	集233690102
5	北広島町川戸棟森	5030	247	024	山林	0.01	ヒノキ	48			別添3参照	—	集233690118
6	北広島町川戸下番ノ木峠	10578-6	247	004	山林	0.02	スギ	64			別添3参照	—	集233690102
7	北広島町川戸下番ノ木峠	10578-7	247	004	山林	0.02	スギ	64			別添3参照	—	集233690091
8	北広島町川戸下番ノ木峠	10578-10	247	004	山林	0.02	スギ	64			別添3参照	—	集233690102
9	北広島町川戸下番ノ木峠	10581-2	247	006	山林	0.03	スギ	64			別添3参照	—	集233690118
10	北広島町川戸大倉上地	6467	248	002	山林	0.09	スギ	66			別添3参照	—	集233690089
11	北広島町川戸大倉上地	6468	248	002	山林	0.02	スギ	66			別添3参照	—	集233690089
12	北広島町川戸大倉上地	6469	248	002	山林	0.03	採草地	0			別添3参照	—	集233690089
13	北広島町川戸大倉上地	6470	248	002	山林	0.02	スギ	66			別添3参照	—	集233690089
14	北広島町川戸大倉上地	6471	248	002	山林	0.01	スギ	66			別添3参照	—	集233690089
15	北広島町川戸大倉上地	6472	248	002	山林	0.03	スギ	66			別添3参照	—	集233690089
16	北広島町川戸大倉上地	6473	248	002	山林	0.04	スギ	66			別添3参照	—	集233690089
17	北広島町川戸大倉上地	6540	248	003	山林	0.07	ヒノキ	54			別添3参照	—	集233690098

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
18	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	017	山林	1.81	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690109
19	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	021	山林		ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690109
20	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	018	山林		ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690109
21	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	026	山林		ザツ	67			別添3参照	—	集233690109
22	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	022	山林		ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690109
23	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	023	山林		ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690109
24	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	020	山林		ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690109
25	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	019	山林		ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690109
26	北広島町川戸猪ノ鼻	10288	248	010	山林		ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690109
27	北広島町川戸大倉西上	10312	248	008	山林	0.22	ヒノキ	45			別添3参照	—	集233690119
28	北広島町川戸大倉西上	10312	248	002	山林		スギ	69			別添3参照	—	集233690119
29	北広島町川戸大倉西上	10312	248	010	山林		ヒノキ	45			別添3参照	—	集233690119
30	北広島町川戸大倉西上	10312	248	009	山林		ヒノキ	45			別添3参照	—	集233690119
31	北広島町川戸大倉西上	10312	248	007	山林		ヒノキ	45			別添3参照	—	集233690119
32	北広島町川戸大倉西上	10324	248	009	山林	0.23	アカマツ	79			別添3参照	—	集233690110
33	北広島町川戸大倉西上	10325	248	011	山林	1.61	ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690109
34	北広島町川戸大倉西上	10325	248	008	山林		ザツ	64			別添3参照	—	集233690109
35	北広島町川戸大倉西上	10325	248	024	山林		ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690109
36	北広島町川戸大倉西上	10325	248	010	山林		スギ	74			別添3参照	—	集233690109
37	北広島町川戸大倉西上	10325	248	017	山林		ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690109
38	北広島町川戸大倉西上	10325	248	010	山林		ザツ	79			別添3参照	—	集233690109
39	北広島町川戸大倉西上	10325	248	010	山林		ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690109

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称				
40	北広島町川戸大倉西上	10340	248	021	山林	0.25	ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690110	
41	北広島町川戸大倉西下地	10460	247	020	山林	0.21	ザツ	73			別添3参照	—	集233690108	
42	北広島町川戸榎ヶ埜地	10466-3	247	004	山林	0.19	ヒノキ	45			別添3参照	—	集233690090	
43	北広島町川戸榎ヶ埜地	10469-1	247	017	山林	0.18	アカマツ	68			別添3参照	—	集233690103	
44	北広島町川戸榎ヶ埜地	10469-4	247	009	山林	0.01	スギ	50			別添3参照	—	集233690105	
45	北広島町川戸榎ヶ埜地	10469-4	247	009	山林		スギ	50				別添3参照	—	集233690105
46	北広島町川戸榎ヶ埜地	10470-1	247	013	山林	0.84	アカマツ	63			別添3参照	—	集233690108	
47	北広島町川戸榎ヶ埜地	10471	247	028	山林	0.46	採草地	0			別添3参照	—	集233690108	
48	北広島町川戸榎ヶ埜地	10471	247	026	山林		ザツ	68				別添3参照	—	集233690108
49	北広島町川戸榎ヶ埜地	10471	247	027	山林		ザツ	63				別添3参照	—	集233690108
50	北広島町川戸榎ヶ埜地	10515-1	247	013	山林	0.01	ヒノキ	69			別添3参照	—	集233690097	
51	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	007	山林	0.98	ザツ	73			別添3参照	—	集233690088	
52	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	005	山林		採草地	0				別添3参照	—	集233690088
53	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	003	山林		スギ	63				別添3参照	—	集233690088
54	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	009	山林		ザツ	58				別添3参照	—	集233690088
55	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	008	山林		ザツ	73				別添3参照	—	集233690088
56	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-1	247	004	山林		アカマツ	58				別添3参照	—	集233690088
57	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-7	247	003	山林	0.20	スギ	64			別添3参照	—	集233690120	
58	北広島町川戸榎ヶ埜地	10522-8	247	002	山林	0.15	ザツ	68			別添3参照	—	集233690088	
59	北広島町川戸下番ノ木峠	10536-2	247	017	山林	0.11	ヒノキ	48			別添3参照	—	集233690111	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
60	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	017	山林	0.89	ザツ	78	[REDACTED]		別添3参照	—	集233690107
61	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	001	山林		ザツ	78			別添3参照	—	集233690107
62	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	005	山林		ザツ	63			別添3参照	—	集233690107
63	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	017	山林		ヒノキ	49			別添3参照	—	集233690107
64	北広島町川戸下番ノ木峠	10537-1	247	017	山林		スギ	48			別添3参照	—	集233690107
65	北広島町川戸下番ノ木峠	10540-2	247	004	山林	0.50	ザツ	73			別添3参照	—	集233690112
66	北広島町川戸下番ノ木峠	10540-2	247	004	山林		スギ	83			別添3参照	—	集233690112
67	北広島町川戸下番ノ木峠	10541	247	006	山林	0.53	ザツ	73			別添3参照	—	集233690118
68	北広島町川戸下番ノ木峠	10547	247	012	山林	0.29	ザツ	73			別添3参照	—	集233690094
69	北広島町川戸下番ノ木峠	10547	247	014	山林		ザツ	73			別添3参照	—	集233690094
70	北広島町川戸下番ノ木峠	10554-4	247	021	山林	0.58	アカマツ	58			別添3参照	—	集233690118
71	北広島町川戸下番ノ木峠	10554-4	247	016	山林		ザツ	68			別添3参照	—	集233690118
72	北広島町川戸下番ノ木峠	10554-4	247	021	山林		スギ	63			別添3参照	—	集233690118
73	北広島町川戸下番ノ木峠	10554-4	247	017	山林		スギ	63			別添3参照	—	集233690118
74	北広島町川戸下番ノ木峠	10556	247	026	山林	0.34	ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690102
75	北広島町川戸下番ノ木峠	10556	247	027	山林		ヒノキ	47	別添3参照	—	集233690102		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
76	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	032	山林	1.23	ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690101
77	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	034	山林		ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690101
78	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	024	山林		ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690101
79	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	029	山林		ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690101
80	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	030	山林		ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690101
81	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	028	山林		ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690101
82	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	025	山林		ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690101
83	北広島町川戸下番ノ木峠	10559	247	031	山林		ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690101
84	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	037	山林	0.36	ヒノキ	43			別添3参照	—	集233690118
85	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	033	山林		スギ	68			別添3参照	—	集233690118
86	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	036	山林		スギ	63			別添3参照	—	集233690118
87	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	035	山林		ザツ	88			別添3参照	—	集233690118
88	北広島町川戸下番ノ木峠	10565	247	035	山林		ヒノキ	78			別添3参照	—	集233690118
89	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	043	山林	0.54	ヒノキ	43			別添3参照	—	集233690118
90	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	044	山林		ヒノキ	44			別添3参照	—	集233690118
91	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	044	山林		スギ	44			別添3参照	—	集233690118
92	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	045	山林		ヒノキ	45			別添3参照	—	集233690118
93	北広島町川戸下番ノ木峠	10574	247	045	山林		ヒノキ	44			別添3参照	—	集233690118
94	北広島町川戸下番ノ木峠	10578	247	006	山林	0.69	スギ	63	別添3参照	—	集233690101		
95	北広島町川戸下番ノ木峠	10578	247	004	山林		スギ	63	別添3参照	—	集233690101		
96	北広島町川戸下番ノ木峠	10578	247	001	山林		スギ	68	別添3参照	—	集233690101		
97	北広島町川戸下番ノ木峠	10578	247	002	山林		ヒノキ	47	別添3参照	—	集233690101		



## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

### (3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

### (4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	林班	小班	
北広島町川戸棟森5030	247	024	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用間伐・主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。</li> <li>○ 主伐後の植栽については、スギ等を2,000本/ha程度の密度で植え付けるとともに、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に6年生以上となるようにするものとする。</li> <li>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時までの間に下刈を3回以上実施するものとする。また、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に11年生以上になる場合は、11～15年生時に除伐1回を実施するものとする。</li> <li>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
北広島町川戸大倉上地6467	248	002	
北広島町川戸大倉上地6468	248	002	
北広島町川戸大倉上地6469	248	002	
北広島町川戸大倉上地6470	248	002	
北広島町川戸大倉上地6471	248	002	
北広島町川戸大倉上地6472	248	002	
北広島町川戸大倉上地6473	248	002	
北広島町川戸猪ノ鼻10288	248	017	
北広島町川戸大倉西上10312	248	008	
北広島町川戸大倉西上10324	248	009	
北広島町川戸大倉西上10325	248	011	
北広島町川戸大倉西上10340	248	021	
北広島町川戸大倉西下地10460	247	020	
北広島町川戸槇ヶ埜地10466-3	247	004	
北広島町川戸槇ヶ埜地10470-1	247	013	
北広島町川戸槇ヶ埜地10471	247	028	
北広島町川戸槇ヶ埜地10515-1	247	013	
北広島町川戸槇ヶ埜地10522-1	247	007	
北広島町川戸槇ヶ埜地10522-7	247	003	
北広島町川戸槇ヶ埜地10522-8	247	002	
北広島町川戸下番ノ木峠10536-2	247	017	
北広島町川戸下番ノ木峠10537-1	247	017	
北広島町川戸下番ノ木峠10540-2	247	004	
北広島町川戸下番ノ木峠10541	247	006	
北広島町川戸下番ノ木峠10541-2	247	021	
北広島町川戸下番ノ木峠10544-2	247	007	
北広島町川戸下番ノ木峠10547	247	012	
北広島町川戸下番ノ木峠10554-4	247	021	
北広島町川戸下番ノ木峠10556	247	026	
北広島町川戸下番ノ木峠10556-2	247	026	
北広島町川戸下番ノ木峠10556-3	247	026	
北広島町川戸下番ノ木峠10559	247	032	
北広島町川戸下番ノ木峠10565	247	037	
北広島町川戸下番ノ木峠10574	247	043	
北広島町川戸下番ノ木峠10578	247	006	
北広島町川戸下番ノ木峠10578-6	247	004	

①利用間伐・主伐等

	北広島町川戸下番ノ木峠10578-7	247	004	
	北広島町川戸下番ノ木峠10578-10	247	004	
	北広島町川戸下番ノ木峠10581-2	247	006	
	北広島町川戸下番ノ木峠10582	247	007	
② 保育 間伐	所在	林班	小班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育間伐については、必要に応じて20年生時又は30年生時に保育間伐1回を実施するものとする。</li> <li>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	北広島町川戸榎ヶ埦地10469-1	247	017	
③ 巡視 活 動 の み	所在	林班	小班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	北広島町川戸大倉上地6540	248	003	
	北広島町川戸榎ヶ埦地10469-1	247	017	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	林班	小班	
北広島町川戸棟森5030	247	024	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育等に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費（路網整備を含む。）及び木材の販売等に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p> <p>○ 経営管理実施権配分計画に添付した甲に支払う金銭の見積額に対して、木材価格の大幅な変動等により主伐・利用間伐における甲に支払うべき金銭の額が20%以上の増減を見込む場合には、丙は事前に木材の販売収益や伐採等に係る経費等を算定した上で、実施の可否等を甲乙丙において協議して定めるものとする。</p>
北広島町川戸大倉上地6467	248	002	
北広島町川戸大倉上地6468	248	002	
北広島町川戸大倉上地6469	248	002	
北広島町川戸大倉上地6470	248	002	
北広島町川戸大倉上地6471	248	002	
北広島町川戸大倉上地6472	248	002	
北広島町川戸大倉上地6473	248	002	
北広島町川戸猪ノ鼻10288	248	017	
北広島町川戸大倉西上10312	248	008	
北広島町川戸大倉西上10324	248	009	
北広島町川戸大倉西上10325	248	011	
北広島町川戸大倉西上10340	248	021	
北広島町川戸大倉西下地10460	247	020	
北広島町川戸榎ヶ埦地10466-3	247	004	
北広島町川戸榎ヶ埦地10470-1	247	013	
北広島町川戸榎ヶ埦地10471	247	028	
北広島町川戸榎ヶ埦地10515-1	247	013	
北広島町川戸榎ヶ埦地10522-1	247	007	
北広島町川戸榎ヶ埦地10522-7	247	003	
北広島町川戸榎ヶ埦地10522-8	247	002	
北広島町川戸下番ノ木峠10536-2	247	017	
北広島町川戸下番ノ木峠10537-1	247	017	
北広島町川戸下番ノ木峠10540-2	247	004	
北広島町川戸下番ノ木峠10541	247	006	
北広島町川戸下番ノ木峠10541-2	247	021	
北広島町川戸下番ノ木峠10544-2	247	007	
北広島町川戸下番ノ木峠10547	247	012	
北広島町川戸下番ノ木峠10554-4	247	021	
北広島町川戸下番ノ木峠10556	247	026	
北広島町川戸下番ノ木峠10556-2	247	026	
北広島町川戸下番ノ木峠10556-3	247	026	
北広島町川戸下番ノ木峠10559	247	032	

①

北広島町川戸下番ノ木峠10565	247	037
北広島町川戸下番ノ木峠10574	247	043
北広島町川戸下番ノ木峠10578	247	006
北広島町川戸下番ノ木峠10578-6	247	004
北広島町川戸下番ノ木峠10578-7	247	004
北広島町川戸下番ノ木峠10578-10	247	004
北広島町川戸下番ノ木峠10581-2	247	006
北広島町川戸下番ノ木峠10582	247	007

②	所在	林班	
	上記①の所在以外		

○ 木材の販売による収益を見込んでいない。

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所在	林班	小班	
北広島町川戸棟森5030	247	024	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
北広島町川戸大倉上地6467	248	002	
北広島町川戸大倉上地6468	248	002	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
北広島町川戸大倉上地6469	248	002	
北広島町川戸大倉上地6470	248	002	
北広島町川戸大倉上地6471	248	002	
北広島町川戸大倉上地6472	248	002	
北広島町川戸大倉上地6473	248	002	
北広島町川戸猪ノ鼻10288	248	017	
北広島町川戸大倉西上10312	248	008	
北広島町川戸大倉西上10324	248	009	
北広島町川戸大倉西上10325	248	011	
北広島町川戸大倉西上10340	248	021	
北広島町川戸大倉西下地10460	247	020	
北広島町川戸榎ヶ埜地10466-3	247	004	
北広島町川戸榎ヶ埜地10470-1	247	013	
北広島町川戸榎ヶ埜地10471	247	028	
北広島町川戸榎ヶ埜地10515-1	247	013	
北広島町川戸榎ヶ埜地10522-1	247	007	
北広島町川戸榎ヶ埜地10522-7	247	003	
北広島町川戸榎ヶ埜地10522-8	247	002	
北広島町川戸下番ノ木峠10536-2	247	017	
北広島町川戸下番ノ木峠10537-1	247	017	
北広島町川戸下番ノ木峠10540-2	247	004	
北広島町川戸下番ノ木峠10541	247	006	
北広島町川戸下番ノ木峠10541-2	247	021	
北広島町川戸下番ノ木峠10544-2	247	007	
北広島町川戸下番ノ木峠10547	247	012	
北広島町川戸下番ノ木峠10554-4	247	021	

①

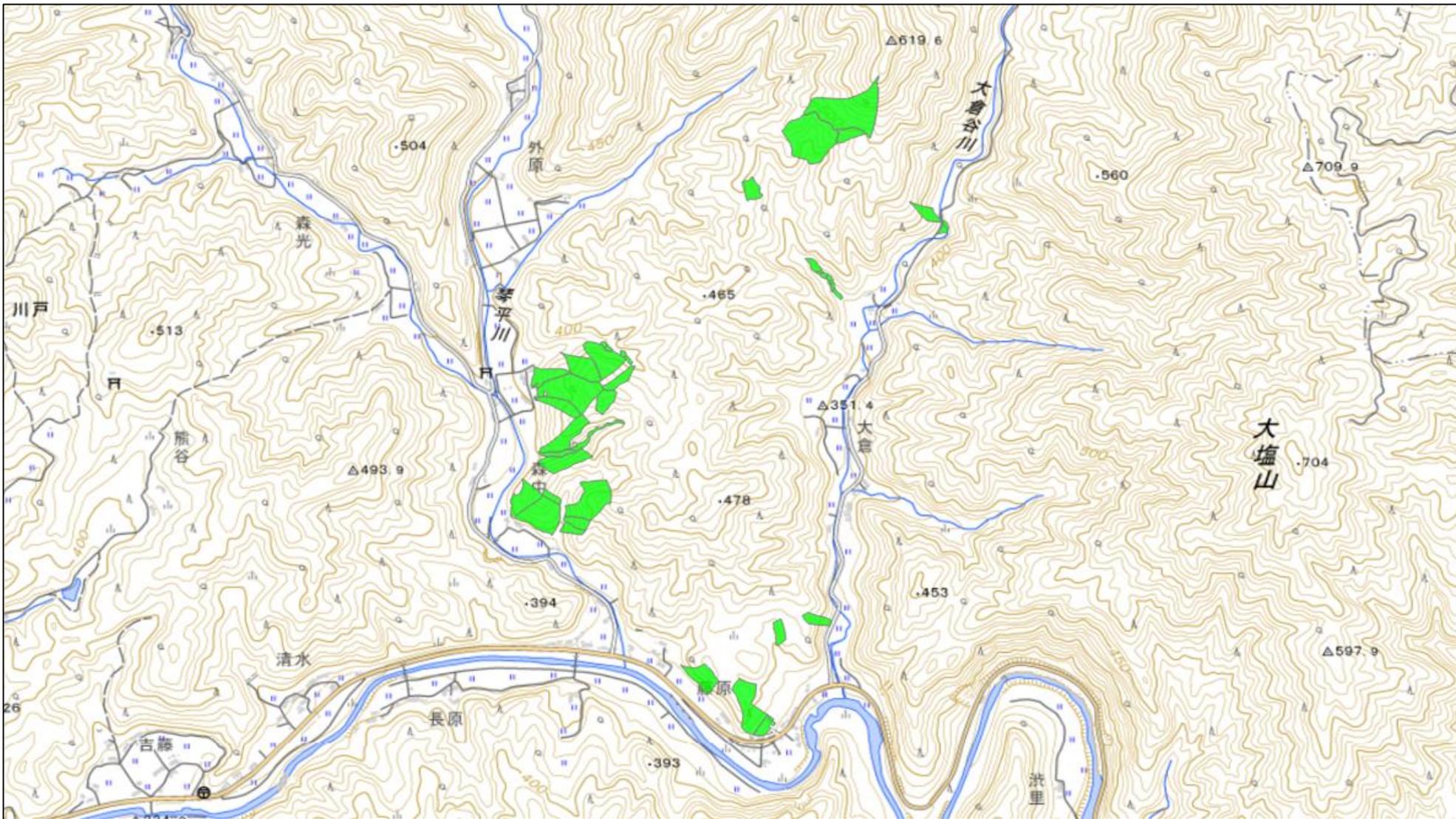
北広島町川戸下番ノ木峠10556	247	026
北広島町川戸下番ノ木峠10556-2	247	026
北広島町川戸下番ノ木峠10556-3	247	026
北広島町川戸下番ノ木峠10559	247	032
北広島町川戸下番ノ木峠10565	247	037
北広島町川戸下番ノ木峠10574	247	043
北広島町川戸下番ノ木峠10578	247	006
北広島町川戸下番ノ木峠10578-6	247	004
北広島町川戸下番ノ木峠10578-7	247	004
北広島町川戸下番ノ木峠10578-10	247	004
北広島町川戸下番ノ木峠10581-2	247	006
北広島町川戸下番ノ木峠10582	247	007

②	所在	林班	小班
	上記①の所在以外		

○ 丙から甲に対して金銭の支払いは見込んでいない。

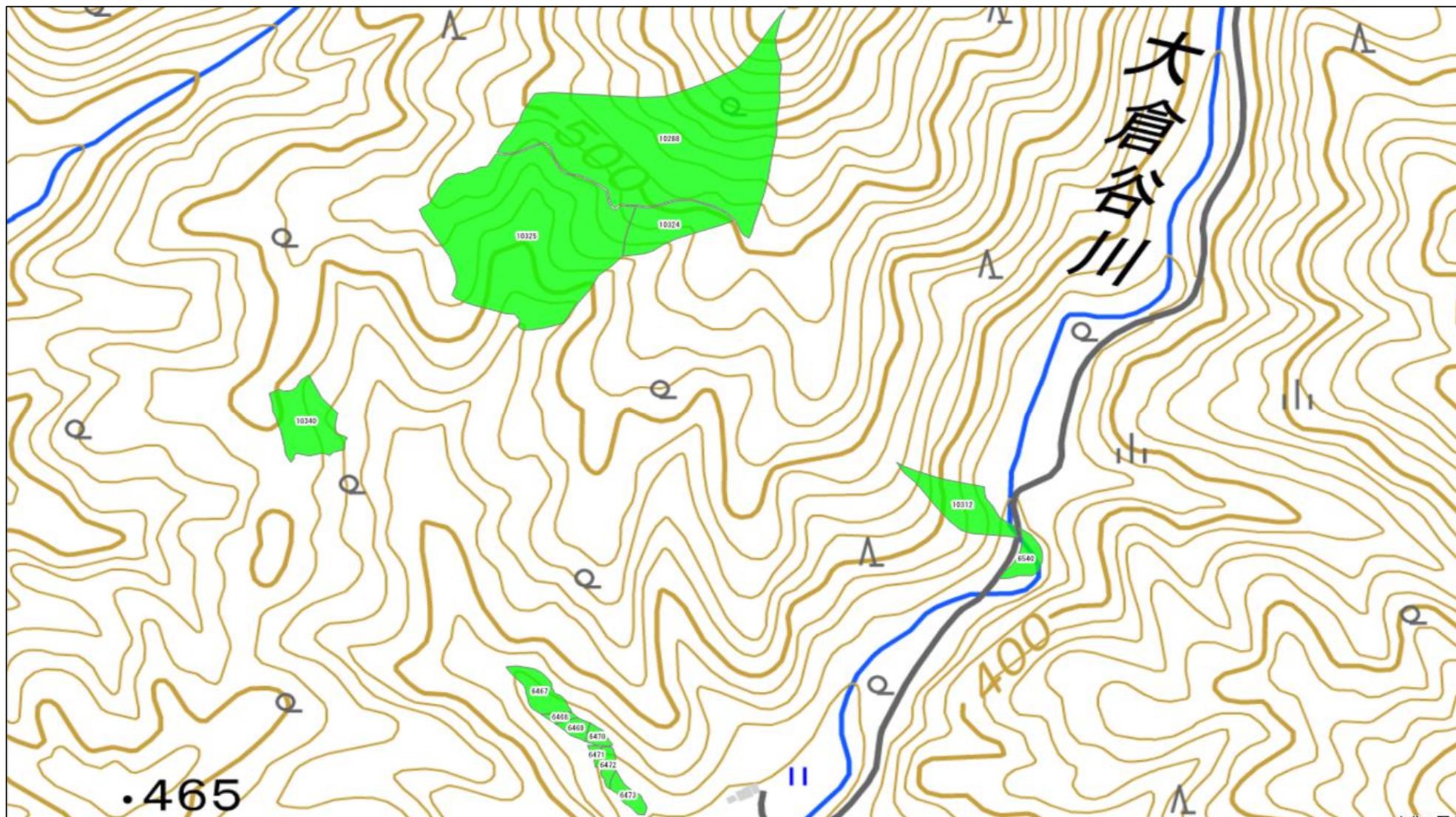
北広島町川戸地区 経営管理実施権配分計画森林【247・248林班】位置図

配253690001



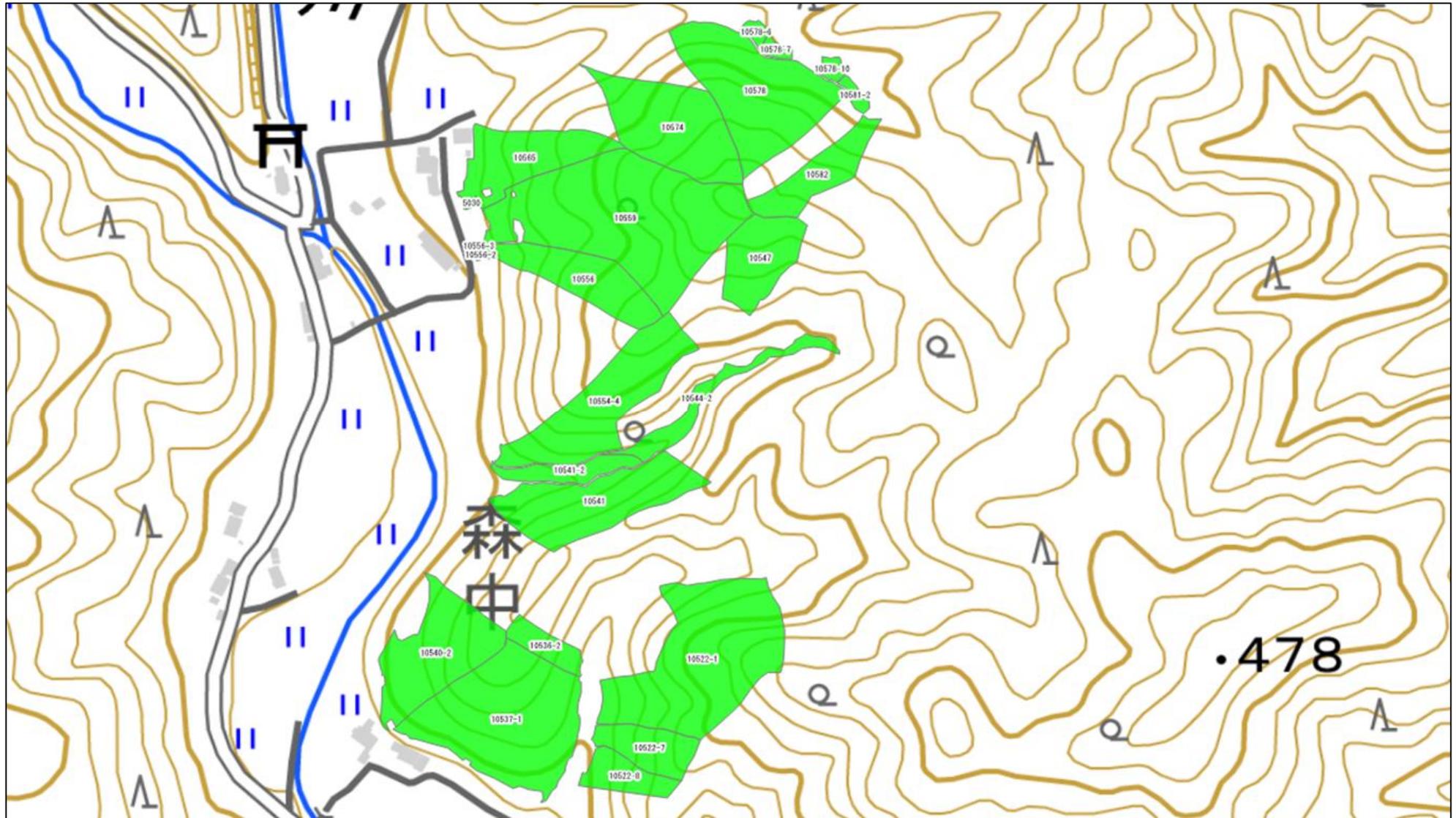
北広島町川戸地区 経営管理実施権配分計画森林【247・248林班】位置図

配253690001



北広島町川戸地区 経営管理実施権配分計画森林【247・248林班】位置図

配253690001



北広島町川戸地区 経営管理実施権配分計画森林【247・248林班】位置図

配253690001

